

新焼却施設建設に関する決議

令和 3 年度一般会計歳入歳出予算において、計画上予定されていた新焼却施設建設関係経費の計上がなく、これについて執行部から、ごみ処理の広域化及び施設の集約化を検討するために検討期間を設けて稼働時期を延期させるという説明がなされた。

新焼却施設建設によるごみの処理の確実な履行は、市民生活における最重要事項であり、欠くことのできない行政サービスである。

平成 31 年 3 月定例会の予算審査特別委員会において市長から示された見解でも、本市が優先的に取り組む 3 事業の一つとしてこの新焼却施設建設が位置付けられており、計画に基づいて着実に事業が進められることを共通認識としていたが、広域化という新たな課題への取り組みとそれに伴う事業期間の延長は、その共通認識を超える方針転換とも取り得るものである。

本市は、和名ヶ谷クリーンセンターとクリーンセンター 2 施設体制から、1 施設体制へと焼却施設の集約化を進めている最中である。さらに現状ではクリーンセンターの稼働停止により、新焼却施設が稼働するまでの間、本市の燃やせるごみの処理の一部を近隣市にご協力いただき処理をお願いしており、早急に新焼却施設建設を進める必要がある。

先の教育環境常任委員会において、市長はこの問題に対して「市民の生活を守っていくことが一番大事な原点であり、スピード感をもって新焼却施設整備基本構想を取りまとめるなど、早急に整備を進める」との認識を示された。

従って、執行部においては、本市のごみの適正処理について、早期に新焼却施設整備基本構想を取りまとめ、着実に事業を推進することを求めここに決議する。

令和 3 年 3 月 23 日

千葉県松戸市議会